

堀川放置艇（プレジャーボート）

対策実施計画（原案）

平成30年2月

島根県出雲県土整備事務所

目 次

1. 計画策定の目的	1
2. これまでの取り組みと検証	1
2-1. これまでの取り組み.....	1
2-2. 規制強化の検証.....	2
2-3. 啓発活動の検証.....	3
2-4. 係留施設確保の検証.....	3
3. 当面の実施計画（平成 30 年度～平成 32 年度）	4
4. 当面の対策スケジュール	5
5. 実施分担.....	5

[参考資料]

1. H24. 2 大社地域協議会要望書
2. 国の動向
3. 他県の事例
4. 代執行手続きの流れ

1. 計画策定の目的

河川区域内におけるプレジャーボート等の船舶の係留について、河川法第 24 条、第 26 条の規定に基づく河川管理者の許可が必要であり、無許可で係留している船舶は不法係留となる。

船舶の不法係留は、周辺地域の生活環境及び景観や水環境に悪影響を及ぼすと共に、津波の河川遡上や洪水により「橋梁や護岸への衝突被害」、「河道閉塞等の流下阻害」、「燃料の発火による火災」、「交通遮断等の二次被害」などが想定され、防災上の観点においても容認できない行為である。

堀川水系においては、平成 24 年以降「重点係留禁止区域」の設定等の規制強化と啓発活動の実施により一定の効果が認められているが、依然として多くの不法係留船（以下、放置艇）が存在している状況であることから、これまでの取組みを検証し、放置艇解消のための実施計画を策定するものである。

2. これまでの取り組みと検証

2-1. これまでの取り組み

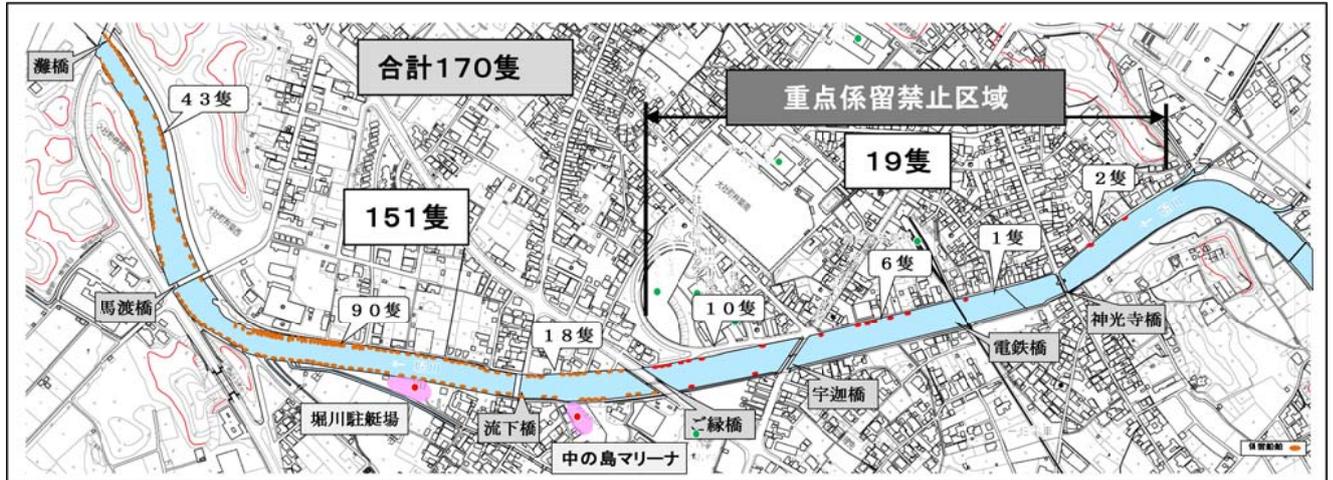
- ・平成 22 年のプレジャーボート全国実態調査を受け、堀川の放置艇対策に着手。
- ・平成 24 年 2 月に大社地域協議会等から、出雲県土整備事務所長宛に要望書が提出。
- ・平成 24 年 5 月に「堀川プレジャーボート対策協議会」を立ち上げ、地元や関係機関と共有しながら対策を開始。

<規制強化>
<ul style="list-style-type: none">・河川パトロールの強化（平成 23 年 9 月～）・船舶所有者に移動通知文を发出（平成 24 年 3 月、平成 26 年 3 月）・重点係留禁止区域の告示（平成 24 年 7 月）・重点係留禁止区域の係留者を中心に訪問指導（平成 24 年 5 月～）・重点係留禁止区域内係留者に指示書送付（平成 25 年 6 月）・簡易代執行の実施（平成 23 年 4 月より 6 回実施）
<啓発活動>
<ul style="list-style-type: none">・重点係留禁止区域の周知（県報告示平成 24 年 8 月～）・地元への広報活動（大社堀川だより、広報いずも、ご縁ネット放送等）・看板設置（大型看板 2 基、小型移動式看板 15 基）・船舶所有者への説明会開催（第 1 回平成 24 年 8 月、第 2 回平成 24 年 9 月）・船舶所有者への意向確認調査（平成 24 年 7 月、9 月）
<係留施設の確保>
<ul style="list-style-type: none">・民間保管施設調査（平成 24 年 11 月～）・大社漁協、宇竜漁港漁業者との意見交換（平成 24 年 9、10 月）・鵜峠漁港、鷺浦漁港現地確認（平成 24 年 10 月）・公共保管施設整備の検討（平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月）・漁港管理者、民間保管施設事業者との協議（平成 28 年）

2-2. 規制強化の検証

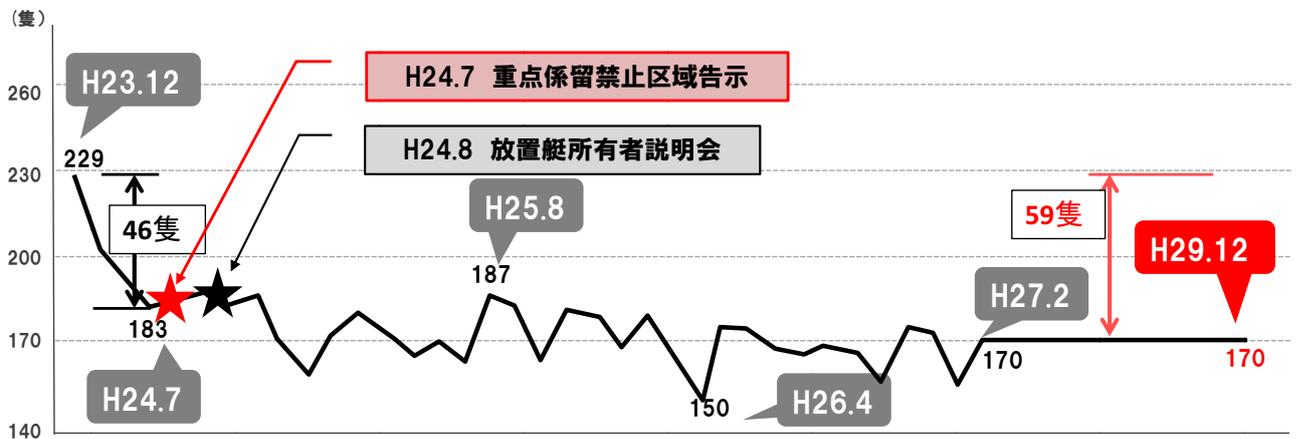
1) 重点係留禁止区域の現状

平成24年7月に重点的に取り組むエリアとして、ご縁橋から上流約800m区間を「重点係留禁止区域」として告示し、個別訪問等で船舶の移動を要請しているが、廃船、陸揚げなど一定の効果があったものは放置艇全数に対し12%である。



- 平成29年12月末日、重点係留禁止区域に係留する船舶は19隻
- 重点係留禁止区域より下流に151隻の船舶に係留
- 堀川全体で170隻の放置艇に係留

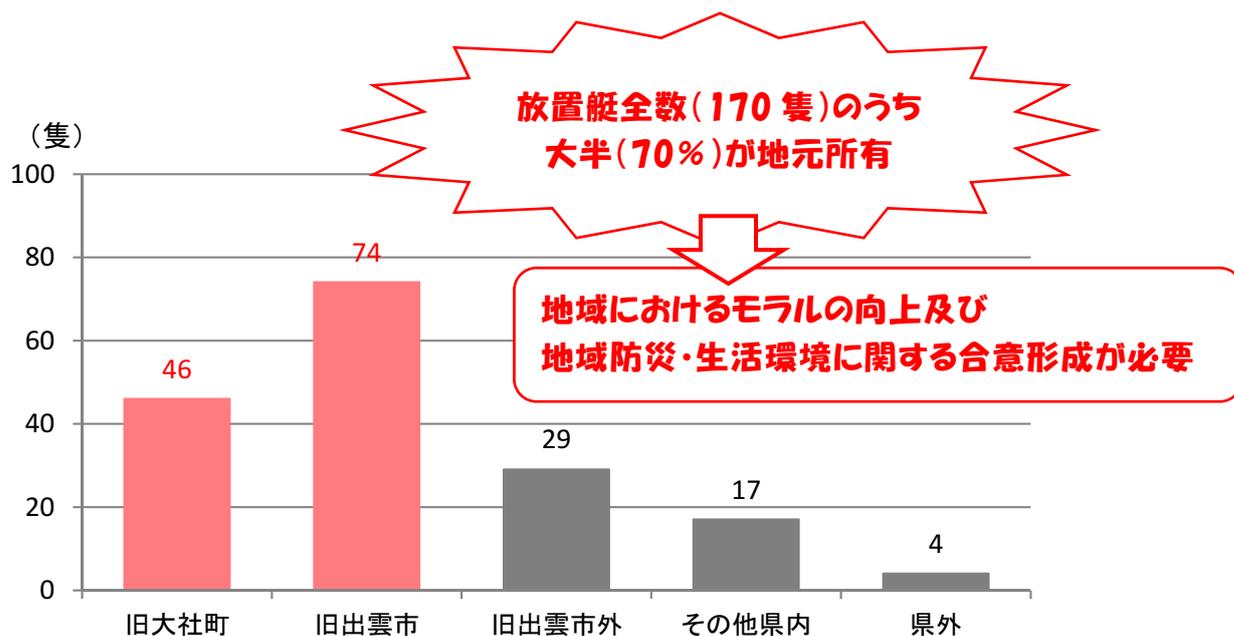
2) 放置艇の推移



項目		重点係留禁止区域の船舶数	左記以外の船舶数	堀川放置艇全数
H23.12 時点		65	164	229
推移内訳	駐艇場へ移動、廃船陸揚げ、売却、譲渡	▲27	0	▲27
	不明(堀川以外へ移動)	▲3	▲29	▲32
	重点係留禁止区域から堀川下流域へ移動	▲19	19	0
H27.2 時点		16	154	170
H29.12 時点		19	151	170

効果
12%

3) 放置艇の所有者（平成 29 年 12 月末現在）



2-3. 啓発活動の検証

平成 24 年 7 月の重点係留禁止区域の告示以降、各種広報（大社堀川だより発行、広報いずも掲載、ご縁ネット放送、県報掲載等）による周知を行っているが、悪影響に対する具体的なイメージが伝わっていないためか、平成 26 年以降は目立った効果が出ていない。

2-4. 係留施設確保の検証

●係留・保管施設の整備検討

- ・平成 25 年度～26 年度に「暫定係留施設」、「係留保管施設」の検討を行っているが、公的資金による施設整備については、対外的にも理解が得られないため検討外としている。
- ・新規の民間投資による施設整備については期待できない状況である。

●民間保管施設事業者の意見（H28）

- ・法律を守る所有者は既に施設を利用している。仮に施設拡張を行っても不法係留している所有者が施設を利用するか疑問であり、先行投資はしない。

●漁業協同組合 J F しまね大社支所の意見（H28）

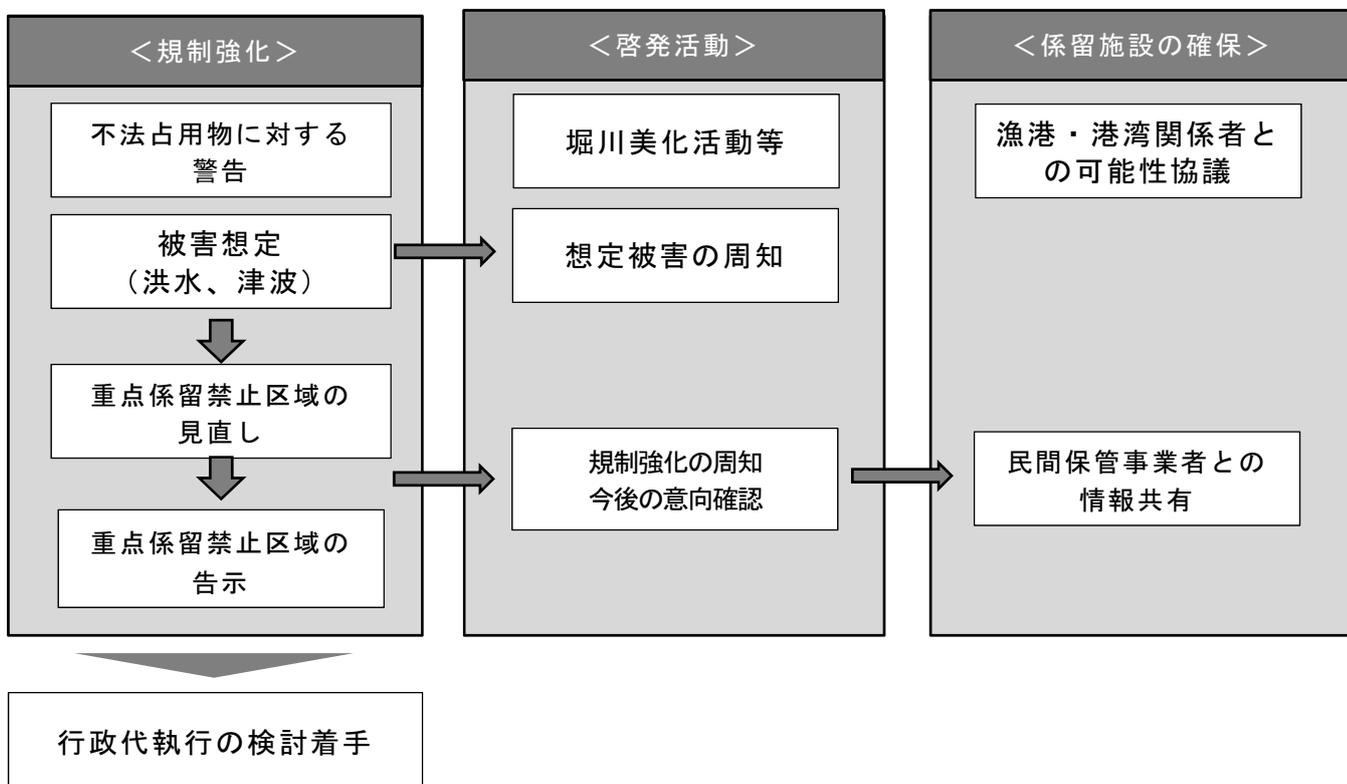
- ・大社漁港内で係留可能な箇所はない。
- ・プレジャーボートは軽量のため、転覆、破損の恐れが高い。
- ・プレジャーボート所有者は、使用回数が少なく日常の管理をしない。特に、悪天候時にきちんと管理できないうえ、事故、損傷等が生じた場合の対応もできないため、漁港の安全管理上問題がある。

3. 当面の実施計画（平成30年度～平成32年度）

平成29年度に実施計画を策定し、平成30年度より今後3年間は以下の取り組みを実施し、その効果を検証する。

◆放置艇対策実施計画策定（H29）
◆当面の実施計画（平成30年度～平成32年度）
＜規制強化＞（法に基づく取り組み）
<ul style="list-style-type: none"> ● 管内全体の不法占有物に対する警告（H29～） ● 新たな知見に基づく被害想定（洪水、津波）結果の公表（H30） ● 地域防災を重視した重点係留禁止区域の見直し・告示（H30） ● 行政代執行の検討着手（H30～） <p>①先進地視察、②代執行船舶保管先の検討 等々</p>
＜啓発活動＞（地元住民、船舶所有者に対する取り組み）
<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水・津波による被害想定のお知らせ（H30） ● 船舶所有者への規制強化等取り組みのお知らせと今後の意向確認（H30） ● 地元関係者や出雲市と連携し堀川美化活動を地域全体の取り組みへ拡大（H30～H32）
＜係留施設の確保＞
<ul style="list-style-type: none"> ● 民間保管施設事業者との情報共有（H30～H32） ● 漁港・港湾関係者との可能性協議（継続）

放置艇対策の流れ



4. 当面の対策スケジュール

堀川放置艇(プレジャーボート)対策実施計画スケジュール(案)

実施計画項目	平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度		
	7	10	1	7	10	1	7	10	1	7	10	1
実施計画策定	— (原案) ↓			— (案) ↓								
幹事会開催	●	●	↓	— ↓			—			—		
対策協議会開催			◆	◇ (公開)			↑ ◇ (公開)	◇ (公開)		◇ (公開)	◇ (公開)	
< 規制強化 >												
不法占用物への警告		—										
被害想定検討	—											
重点係留禁止区域見直し・告示		—			● 告示							
行政代執行検討				—								
< 啓発活動 >												
被害想定 の周知				— ↓								
所有者への規制強化等の周知				—								
所有者意向確認				—								
堀川美化活動の拡大				—								
< 係留施設確保 >												
民間事業者との情報共有				—								
漁港・港湾関係者との可能性協議				—								
宇迦橋架替工事				— 地元説明			— ● 仮橋着手					

5. 実施分担

実施計画項目	● 実施担当			
	地元	出雲市	出雲県土整備事務所	※県庁 三水域関係課
< 規制強化 >				
不法占用物への警告		●	●	●
被害想定検討			●	
重点係留禁止区域見直し・告示		●	●	●
行政代執行検討		●	●	●
< 啓発活動 >				
被害想定 の周知	●	●	●	
所有者への規制強化等の周知		●	●	
所有者意向確認		●	●	
堀川美化活動の拡大	●			
< 係留施設確保 >				
民間事業者との情報共有		●	●	
漁港・港湾関係者との可能性協議		●	●	●

※河川課、港湾空港課、水産課、漁港漁場整備課

参 考 资 料

1. H24.2 大社地域協議会要望書（写し）

出雲県土整備事務所
所 長 宮 川 治 様

堀川の不法係留船に関する要望

堀川では、以前から多数の不法係留船及び不法係留施設の設置があり、地域の景観や生活環境などにおいて大きな問題となっている。

長い歴史の中で堀川は集中豪雨等により堤防が侵食され、越水を繰り返し、家屋浸水や水田冠水等の多大な被害にあっている。そうした中において、堀川の流水を妨げている不法係留船及び不法係留施設は、自然災害による被害を拡大させる要因ともなり、周辺住民は不安な生活を強いられている。

また、堀川は出雲大社を軸とする観光地を貫流しており、宇迦橋から見える不法係留船は、住民を始め観光客から景観保全等の問題点の指摘、更には近隣住民から遊漁船の発する騒音や釣り人の不法駐車等の苦情が寄せられており、不法係留船に対する強力な規制や撤去指導を求める声は後を絶たない。

時あたかも、平成24年には古事記編纂1300年を機に島根県主催の「神話博しまね」、平成25年には出雲大社「平成の大遷宮」が執り行われることから相当数の入込み客が見込まれ、景観保全の観点からも撤去を求める市民の声はますます高まっている。

こうした劣悪な環境を整備する観点から、河川管理者である島根県に対し次の事項について強く要望する。

【 要 望 事 項 】

1. 堀川沿線の係留船及び係留施設の早急な完全撤去をお願いします。
2. 堀川の係留船及び係留施設の一斉撤去に長期間を要する場合、堀川ご縁橋の上流区間について係留禁止措置を実施され、出雲大社「平成の大遷宮」を迎える平成25年5月までにこの区間の係留船及び係留施設の完全な撤去をお願いします。
併せてご縁橋より下流の区間については、移動を含め新たな係留は認めることなく、引き続き年次計画的に撤去をお願いします。

平成24年2月6日

大社地域協議会 会 長 入江 紀久男



大社地域自治区土木委員会
会 長 廣澤 将城



2. 国の動向

2-1. 推進計画

平成 25 年に国土交通省より「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」が示されている。

■推進計画の概要

- ・ 東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・ 港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・ 国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・ 本推進計画は、10年間（H25～H34）で放置艇の解消を目標。

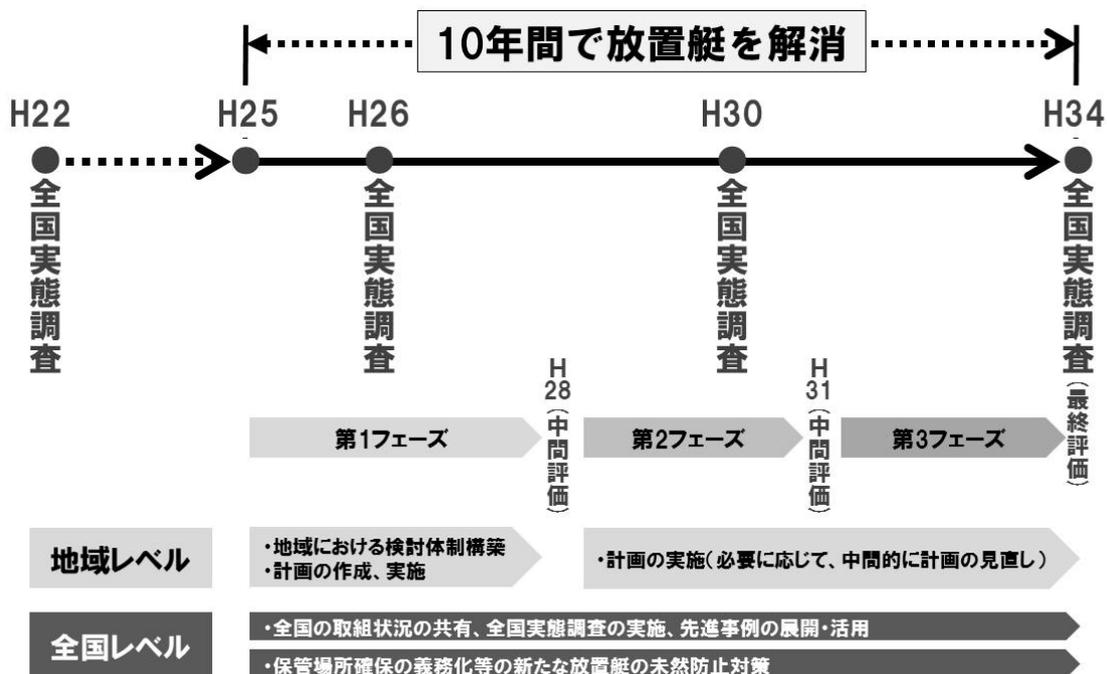
■推進計画の策定の意義

- ・ 放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

プレジャーボートの総合的対策を推進するための4つの基本方針



2-2. 国が示すロードマップ



2-3. H26. 4 河川法施行令の改正（放置艇対策の強化）

① 規制対象物として、船舶その他の物件を追加

第16条で、これまでの「土石」や「汚物若しくは廃物」に船舶が追加され、正当な権原 又は正当な理由なく、河川区域内に船舶その他の物件で河川管理者が指定したものを 捨て、又は放置することを禁止する旨を同号に規定した。

② 対象区域は、河川区域全般とした

河川区域内であればおよそ船舶等の放置が洪水時の流下阻害等を及ぼす 原因となるおそれがあることから、河川区域全般を対象とする。

③ 規制対象物として、河川管理上の支障となる物件も追加可能

河川区域内であればおよそ船舶等の放置が洪水時の個別の河川の態様によって船舶以外にも河川管理上の支障となる物件(例えば、浮棧橋等)があり得ることから、河川管理者が指定することとし、指定した場合にはその旨を公示することとする。

④ 罰則の量刑の設定

「土石」を捨てた場合の量刑と同様に、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金を課すこととする。

- 海岸法、港湾法、漁港漁場整備法には既に船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定が設けられており、河川区域では他の公共用水域に比べて法制度面における対応の遅れが生じていたことから、河川関連法令において船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を設ける必要があった。
- H7及びH9の河川法改正で簡易代執行制度等を創設・拡充。H10も河川局長通達発出により河川管理者が重点撤去区域を設定、計画的な撤去を推進。H11年の海岸法改正により、海岸保全区域における船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を整備。H12年港湾法改正及び漁港漁場整備法改正により、港湾区域及び漁港区域のうち水域管理者が指定した放置等禁止区域における船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を整備。

3. 他県の事例（行政代執行実施事例）

場所/対象河川	神奈川県藤沢市／二級河川境川
実施者	神奈川県藤沢土木事務所
経緯	<p>境川における主な対策の経緯</p> <p>平成 15 年 4 月 暫定係留区域及び重点的撤去区域の指定</p> <p>平成 15 年 6 月 暫定係留開始（平成 25 年 3 月 31 日で終了）</p> <p>平成 16 年 3 月 行政代執行実施（8 隻）</p> <p>平成 17 年 3 月 行政代執行実施（3 隻）</p> <p>平成 19 年 3 月 行政代執行実施（2 隻）</p> <p>平成 23 年 3 月 行政代執行実施（2 隻）</p> <p>平成 25 年 3 月 行政代執行実施（2 隻）</p> <p>平成 25 年 4 月 新たな重点的撤去区域の指定 （旧暫定係留区域を重点的撤去区域に指定）</p> <p>平成 25 年 10 月、11 月 行政代執行実施（4 隻）</p> <p>平成 26 年 11 月 行政代執行実施（3 隻）</p> <p>平成 27 年 2 月、3 月 行政代執行実施（2 隻）</p> <p>平成 27 年 6 月 2 隻を対象に行政代執行を予定したが、 全隻が自主的に移動した。</p> <p>平成 28 年 2 月、3 月 行政代執行実施（1 隻）</p>
場所/対象河川	神奈川県横須賀市／二級河川平作川
実施者	神奈川県横須賀土木事務所
経緯	<p>平成 20 年度</p> <p>平作川における不法係留船解消のため、具体的な対策に着手</p> <p>平成 20 年度から平成 28 年度</p> <p>行政代執行 9 隻、所有者が不明な船舶に対する河川法に基づく簡易代執行 53 隻、及び廃棄物と認められる沈廃船の撤去 40 隻を実施し、合計 102 隻を強制撤去</p> <p>平成 29 年 10 月 行政代執行 8 隻実施</p> <p>平成 20 年度から平成 29 年 10 月までに行政代執行 17 隻、簡易代執行 53 隻及び沈廃船の撤去 40 隻を実施し、合計 110 隻を強制撤去</p> <p>平成 29 年 12 月～平成 30 年 2 月 行政代執行実施予定（15 隻）</p>

場所/対象河川	神奈川県横浜市／二級河川掘割川
実施者	神奈川県横浜川崎治水事務所
経緯	<p>平成 13 年 3 月</p> <p>大岡川水系の二級河川（日野川を除く。）の全区間を、重点的にプレジャーボートを撤去する必要があると認められる「重点的撤去区域」に指定</p> <p>平成 13 年度から平成 24 年度</p> <p>所有者が不明な船舶に対する河川法に基づく簡易代執行 114 隻、所有者が判明している船舶に対する行政代執行 5 隻及び廃棄物と認められる沈廃船の撤去 9 隻を実施し、合計 128 隻を強制撤去</p> <p>平成 25 年度 6 隻を行政代執行により撤去</p> <p>平成 26 年度 3 隻を行政代執行により撤去</p> <p>平成 27 年度 5 隻を行政代執行、2 隻を簡易代執行により撤去</p> <p>平成 28 年度 15 隻を行政代執行により撤去</p> <p>平成 29 年度 3 隻を行政代執行、6 隻を簡易代執行により撤去</p>
	

